

ポケット六法

79

有斐閣

ポケット六法

昭和54年版

編集代表
加藤一郎



有斐閣

ポケツト六法

昭和54年版

編集代表 加藤一郎

発行者 江草忠允
印刷者 橋口善典

発行所 株式会社斐閣
東京都千代田区神田神保町二ー一七
電話 東京(03)232-1217
本店支店 113
京都支店 606
京都市左京区田中門前町四四
共同印刷株式会社
和田製本工業株式会社
和田製本工業株式会社



¥ 750

昭和53年11月10日第一刷発行
昭和54年2月1日第二刷発行

落丁本・乱丁本はお取扱いいたしません。

©1978 Printed in Japan

0532-008790-8611

編集委員

成蹊大学教授 金沢良一
東京大学教授 平野龍右衛門
東京大学教授 石川吉郎
東京大学教授 三ヶ月
東京大学教授 矢沢藤川
東京大学教授 加藤一郎
東京大学教授 雄門一雄
東京大学教授 章惇郎郎

は　し　が　き
凡　　例
目　　次

これは、私たちが今回はじめて世に送る「ポケット六法」である。

有斐閣発行の六法は、戦後間もなく編集が始まられた。「六法全書」は昭和二十三年版から、「小六法」は昭和二十四年版から、それぞれ刊行され、読者のご愛顧を頂いた。しかし、いずれも、法令の増加と内容の拡充のために、ページ数は増大の一途をたどつた。最近では、実務家が仕事のために持ち歩いたり、学生が通学のカバンに入れたりするのには、小六法でも、かなりの負担になつてきている。

そこで、持ち運びに便利な大きさで、基本的に必要な法令を収めた新しい小型六法がほしいというのが、読者の声であり、またそれが私たちの切実な願いとなつた。これに答えるのが、まさにこの「ポケット六法」である。

この「ポケット六法」は、内容的には初期の「小六法」に比すべきものである。そこで、これを新しい「小六法」にして、今までの「小六法」を「中六法」と呼ぶのも、一案であるが、「小六法」の呼称がすでに定着しているので、混乱を避けるために、「小六法」の呼称はそのままとし、新しい小型六法は「ポケット六法」と呼ぶことにした。したがつて、昭和五十四年版からは、従来の「六法全書」(大六法)と「小六法」に加えて、「ポケット六法」が登場し、合わせて三種類の六法が有斐閣から刊行されることとなつた。

* * *

「ポケット六法」の編集にあたつて苦心をしたのは、ハンディな六法の中にどうやつて重要法令を収め、充実した内容をもたせるかであつた。

法令数は、何回もの検討の末、八十六件を収録することとした。それは、憲法・民法・商法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法のいわゆる六法のほかに、基本的に重要な法律、および、それらに附属したり、それらを補充したりする主要な法律を含んでいる。学生が通常の講義を聞いたり、法律実務家、公務員、会社員などが日常の仕事に持ち歩いたりするためには、必要にして十分な法令がいちおうそろつてているといえよう。



この「ポケット六法」を使いやすいものにするには、ただページ数を減らすだけがよいわけではない。まず読みやすさのために、「小六法」と同様に、基本法典である六法はすべて大きな活字を使うこととした。また検索の便のために、参考条文もつけることとしたが、通常必要な参考条文に限定して、従来の「小六法」より簡明なものとした。さらに、「小六法」にあつた総合事項索引も、ここに収録している。

* * *

このように、「ポケット六法」は、小粒ながらも十分な性能を備えたものと、私たちは自負している。しかし、それはカバンやポケットに入れて持ち歩くという予定された使命の限度においてであつて、万能というわけではない。そこで、実務家の執務や学生の高度の学習のためには、机上用としての「六法全書」が必要となるし、また、携帯の場合でも、実務家のやや複雑な仕事のため、あるいは学生の国家試験など立ち入った勉学のためには、もともと携帯用としてつくられた「小六法」が、やはり必要となる。読者が、その必要に応じて、「ポケット六法」とともに、「六法全書」や「小六法」を併せて利用されることを、私たちは期待している。

* * *

この「ポケット六法」は、今までの六法編集の経験と技術の蓄積の上に、はじめて編集・刊行が可能になつた。今までの六法の編集委員および有斐閣の六法編集室を中心とする関係者に、ここで厚くお礼を申し上げたい。そして、この「ポケット六法」が、従来の六法とともに、読者のご支援を得て広く利用されることを望みたい。

昭和五十三年（一九七八年）十月二十日

編集代表 加藤一郎



この本のねらい

この本は、ハンディでポケットにも入れることができながら、基本的な法学の学習・実務に必要かつ十分な法令を収めるようにした。

新しさと豊富な内容

内容は昭和五十三年十一月一日現在。収録法令は八六件。

法令の分類

有斐閣六法全書と同じく公法・民事法・刑事法・社会経済法・条約の五部門に分けた。

法令の書き方

この凡例の次にある目次か、巻頭の五十音順の法令名索引を利用されたい。ページは通しページになつていて、主な法律には印刷の爪かけがついている。

どのページにも、そのページに収められている法令の条数を柱に表示してあるので、分類になれた方は柱によつてひくこともできる。

法令の重要度の区別

法令名の上に●印のあるのは格別重要な法律で、文字を大きくし、参照条文がついている。以下、●印のもの、○印のものとなる。

条文の原典

条文の原典は官報と法令全書で、片かな・平がなの別、かなづかい、

濁点の有無などは原文どおりにしたが、漢字はすべて略字体にした。

公布

法令の題名の下に（昭和五三・一二・一法八〇）というように、その法令が官報で公布された日付と法令番号を示す。

「法」などの略称については法令略解を参照されたい。

法令中の一部省略

収録法令中、本書では現在必要ないと認められる部分を省略した場合がある。このときは、法令名の下に「抄」とし、条文中の省略部分はその箇所で表示した。

施行と改正

法令の題名の次にある施行欄の日付はその法令が効力をもつた日、その下の（）内は施行の日をきめた根拠。制定後に改正されている法令は、改正欄にその年番号を掲げた。特に重要な改正は太字であらわしてある。

条名と項番号

条名は原典では「第十五条」となつているが、第一五条というよう見やすく改めた。

条文が二項以上から成っているときは、法令自体に2・3などの項目号がついているのも、法令自体についていないものも、すべて、編集者の手で各項のあたまに①②③式の項番号をつけた。

条文見出し

条文の内容がすぐ汲み取れるように条文に事項見出しをつけた。

（）のものは法令 자체についていたもの、【】のものは編集者がつけ

たもの。項によつて内容が違う見出しありで、同じ条や項のなかで二つ以上の内容の見出しありで切る。

大文字の法律では削除された条文にも削除前の条文見出しつけた。

〔準用規定の説明〕

大文字の法律では、条文中でほかの条文を準用しているとき、準用される条文の内容を「」内に注記した。

〔条文ごとの改廃表示〕

大文字の法律では、条文の条・項・号の改正・追加・削除の経緯がわかるようにその法律の年番号を注記した。ただし、昭和二十年八月十四日までの改廃については講学上重要なものだけとし、それ以後のものでは形式的改正によるものは省いた。

〔参照条文〕

●印の憲法と法律では、各条文のあとに、条文の解釈や運用に便利なように参照すべき条文を示した。

- 1 参照法令は本書に収録した法令を原則とした。
- 2 参照条文では、参照法令に略語をきめて使つている。凡例の次の法令名略語表を参照されたい。
- 3 原条文との関係

*印以下の参照条文は原条文の全体にかかる。

〔1〕以下は、第一号や第二号にかかる。

4 上見出し

「」内の間の辞句を上見出しといふ。原条文の規定のなかから、若干の概念を取り出してある。

5 参照法令の条・項・号の示し方

上見出しについて参照しなければならない条文を法令名略語で示す。数字は条数、(1)(2)は項数、(1)(2)は号数をあらわしている。参照条文がつけられている法律の法令名は略してある。

同じ法令の条数が続くときは「」で、異なる法令間は「」で区切る。

6 その他の記号

EC 「……など」の意。

二三〇 の部分は「第二十三条の参照条文を参照せよ」の意。

〔附則の取扱〕

施行期日を定める規定、経過規定などは原則として省略した。改正法令の附則の「」内の年月日はその改正法令の公布日。

〔総合事項索引〕

本書の全収録法令にわたる総合事項索引を巻末につけた。ある事項がどのような法令の条文に規定されているかわかるようになつてゐる。



公法

法

次

第四章 成年、敬称、即位の礼、大喪の礼、皇統	三五
第五章 講及び陰謀	三五
第六章 皇室會議	三五

○國事行為の臨時代行に関する法律（昭和三九法）

第八章	八三
-----	----

○國籍法（昭和二五法一四七）

第七章	七八
-----	----

○國民の祝日に関する法律（昭和二三法一七八）

第六章	七八
-----	----

○法例（明治三二法一〇）

第五章	七八
-----	----

○国会法（昭和二三法七九）

第四章	七八
-----	----

○大日本帝国憲法（明治二三）

第三章	三四
第二章	三四
第一章	三四

○國務大臣及枢密顧問官

第四章	三四
第三章	三四
第二章	三四
第一章	三四

○司法

第三章	三四
第二章	三四
第一章	三四

○會計

第三章	三四
第二章	三四
第一章	三四

○補則

第三章	三四
第二章	三四
第一章	三四

● 裁判所法（昭和二三法五九）

第二章	四五
第一章	四五

● 公職選舉法（昭和二五法一〇〇）（抄）

第二章	四五
第一章	四五

● 皇室典範（昭和二三法三）

第二章	四五
第一章	四五

● 第一章 皇位繼承

第二章	四五
第一章	四五

● 第二章 皇族・帝室

第二章	四五
第一章	四五

● 第三章 拙政

第二章	四五
第一章	四五



b

第三章 家庭裁判所	●	第四章 簡易裁判所	●	第五章 裁判所の職員及び司法修習生	●	第六編 裁判事務の取扱	●
第一章 裁判官	●	第二章 裁判官以外の裁判所の職員	●	第七章 法廷	●	第七編 裁判所の用語	●
第三章 司法修習生	●	第八章 裁判官の評議	●	第八編 司法行政	●	第九編 司法行政の評議	●
第四章 裁判官の評議	●	第九章 教育行政	●	第十編 公務傷病に対する補償	●	第十編 司法行政の評議	●
第五編 裁判官の評議	●	第十一章 金銭の支拂	●	第十二編 服務	●	第十三編 退職金制度	●
第六編 裁判所の経費	●	第十二章 基本的問題	●	第十四編 職員団体	●	第十五編 第二節 職員団体	●
第七編 内閣法(昭和三法五)	●	第十三章 通則	●	第十六編 第一節 総則	●	第十七編 第二節 通則	●
● 国家行政組織法(昭和三法二〇)	●	第十四章 住民	●	第十八編 第二節 通則	●	第十九編 第二節 通則	●
● 国家公務員法(昭和三法二二〇)	●	第十五章 案例及び規則	●	第二十編 第一節 選挙	●	第二十一編 第一節 会計年度及び会計の区分	●
第一章 総則	●	第十六章 附則	●	第二十一節 第二節 予算	●	第二十二編 第一節 財務	●
第二章 職階制	●	第十七章 附則	●	第二十二節 第二節 収入	●	第二十三編 第一節 会計年度及び会計の区分	●
第三章 試験及び任免	●	第十八章 附則	●	第二十三節 第二節 支出	●	第二十四編 第一節 財務	●
第四章 通則	●	第十九章 附則	●	第二十四節 第二節 決算	●	第二十五編 第一節 会計年度及び会計の区分	●
第五章 任用候補者名簿	●	第二十章 附則	●	第二十五節 第二節 現金及び有価証券	●	第二十六編 第一節 財務	●
第六章 分限、懲戒及び保障	●	第二十一章 附則	●	第二十六節 第二節 時効	●	第二十七編 第一節 会計年度及び会計の区分	●
第七章 执行機関	●	第二十二章 附則	●	第二十七節 第二節 財産	●	第二十八編 第一節 財務	●
第二節 普通地方公共團體の長	●	第二十三章 附則	●	第二十八節 第二節 公品	●	第二十九編 第一節 会計年度及び会計の区分	●
第三節 計算	●	第二十四章 附則	●	第二十九節 第二節 貨物	●	第三十編 第一節 財務	●
第四節 給与	●	第二十五章 附則	●	第三十節 第二節 個人	●	第三十一編 第一節 会計年度及び会計の区分	●
第五節 休職、復職、退職及び免職	●	第二十六章 附則	●	第三十一節 第二節 基金	●	第三十二編 第一節 財務	●
第六節 能率、分限、懲戒及び保障	●	第二十七章 附則	●	第三十二節 第二節 住民による監査請求及び訴訟	●	第三十三編 第一節 会計年度及び会計の区分	●
第七節 書記その他の職員	●	第二十八章 附則	●	第三十三節 第二節 雜則	●	第三十四編 第一節 財務	●
第八節 紀律	●	第二十九章 附則	●	第三十四節 第二節 債権	●	第三十五編 第一節 会計年度及び会計の区分	●
第九節 議員の辞職及び資格の決定	●	第三十章 附則	●	第三十四節 第二節 基金	●	第三十六編 第一節 財務	●
第十節 請願	●	第三十一章 附則	●	第三十五節 第二節 住民による監査請求及び訴訟	●	第三十七編 第一節 会計年度及び会計の区分	●
第十一節 議会の事務局長及び事務局長、書記長	●	第三十二章 附則	●	第三十五節 第二節 雜則	●	第三十八編 第一節 財務	●
第十二章 大都市に関する特例	●	第三十三章 附則	●	第三十五節 第二節 債権	●	第三十九編 第一節 会計年度及び会計の区分	●
第十三章 補則	●	第三十四章 附則	●	第三十五節 第二節 基金	●	第四十編 第一節 財務	●

第三編 特別地方公共団体	三
第一章 削除	一五
第二章 特別区	一五
第三章 地方公共団体の組合	一五
第四章 財産区	一五
第五章 地方開発事業団	一五
第一節 総則	一五
第二節 組織	一五
第三節 財務	一五
第四節 雜則	一五
行政不服審査法（昭和三七法二五）	三九
第一章 総則	三九
第二章 手続	三九
第一節 通則	三九
第二節 処分についての審査請求	三九
第三節 罰金の執行	三九
第四節 不作為についての不服申立て	三九
第五節 再審査請求	三九
第六節 裁決	三九
第七節 裁決の執行	三九
第八節 公表	三九
● 行政事件訴訟法（昭和三七法二九）	一五
第一章 総則	一五
第二章 抗告訴訟	一五
第一節 取消訴訟	一五
第二節 その他の抗告訴訟	一六
第三章 当事者訴訟	一六
第四章 民衆訴訟及び機関訴訟	一六
第五章 補則	一六
● 警察法（昭和二九法二六）（抄）	四〇
第一章 総則	四〇
第二章 国家公安委員会（抄）	四〇
第三章 警察庁（抄）	四〇
第一節 総則	四〇
第二節 雜則	四〇
● 行政代執行法（昭和三三法四）	四一
第一章 総則	四一
第二章 審査手続	四一
● 警察官職務執行法（昭和三三法二六）	四一
第一章 総則	四一
第二章 事業の準備	四一
第三章 第二章の二、あづ旅委員のあづ旅	四一
第四章 事業の認定等	四一
第五章 事業の認定	四一
第六章 収用又は使用の手続の保留	四一
第七章 裁決	四一
第八章 収用又は使用の手続	四一
● 土地収用法（昭和二六法二九）	四七
第一章 総則	四七
第二章 事業の準備	四七
第三章 不作為についての不服申立て	四七
第四章 再審査請求	四七
第五章 裁決	四七
第六章 裁決の執行	四七
● 行政代執行法（昭和三三法四）	四七
第一章 総則	四七
第二章 審査手続	四七
● 警察官職務執行法（昭和三三法二六）	四七
第一章 総則	四七
第二章 事業の準備	四七
第三章 第二章の二、あづ旅委員のあづ旅	四七
第四章 事業の認定等	四七
第五章 事業の認定	四七
第六章 収用又は使用の手続の保留	四七
第七章 裁決	四七
第八章 収用又は使用の手続	四七
● 公害対策基本法（昭和四二法二三）	一六九
第一章 総則	一六九
第二章 公害の防止に関する基本的施策	一六九
第三節 園境基準	一七〇
第四節 地方公共団体の施策	一七〇
第五節 特定地域における公害の防止	一七〇
第六節 公害に係る紛争の処理及び被害の救済	一七〇
第七節 費用負担及び財政措置等	一七〇
第八節 公害対策審議会及び公害対策審議会	一七一
第九節 公害対策審議会	一七一
第十節 公害対策審議会	一七一
● 公害紛争処理法（昭和四五法一〇八）（抄）	一七一
第一章 総則	一七一
第二章 公害に係る紛争の処理機構（抄）	一七一
第三章 公害等調整委員会	一七一
第四章 第二節 都道府県公害審査会等（抄）	一七一
第五章 第二節 公害に係る紛争の処理手続（抄）	一七一
第六章 第二節 総則	一七一
第七章 第二節 調停及び仲裁	一七一
第八章 第二節 あつせん、調停及び仲裁	一七一
第九章 第二節 通則	一七一
第十章 第二節 第三款	一七一
第十一章 第二節 第四款	一七一
第十二章 第二節 第五款	一七一
● 公害対策基本法（昭和四二法二三）	一六九
第一章 総則	一六九
第二節 公害の防止に関する基本的施策	一六九
第三節 園境基準	一七〇
第四節 地方公共団体の施策	一七〇
第五節 特定地域における公害の防止	一七〇
第六節 公害に係る紛争の処理及び被害の救済	一七〇
第七節 費用負担及び財政措置等	一七〇
第八節 公害対策審議会及び公害対策審議会	一七一
第九節 公害対策審議会	一七一
第十節 公害対策審議会	一七一
● 公害紛争処理法（昭和四五法一〇八）（抄）	一七一
第一章 総則	一七一
第二章 公害に係る紛争の処理機構（抄）	一七一
第三章 公害等調整委員会	一七一
第四章 第二節 都道府県公害審査会等（抄）	一七一
第五章 第二節 公害に係る紛争の処理手續（抄）	一七一
第六章 第二節 総則	一七一
第七章 第二節 調停及び仲裁	一七一
第八章 第二節 あつせん、調停及び仲裁	一七一
第九章 第二節 通則	一七一
第十章 第二節 第三款	一七一
第十一章 第二節 第四款	一七一
第十二章 第二節 第五款	一七一
● 公害対策基本法（昭和四二法二三）	一六九
第一章 総則	一六九
第二節 公害の防止に関する基本的施策	一六九
第三節 園境基準	一七〇
第四節 地方公共団体の施策	一七〇
第五節 特定地域における公害の防止	一七〇
第六節 公害に係る紛争の処理及び被害の救済	一七〇
第七節 費用負担及び財政措置等	一七〇
第八節 公害対策審議会及び公害対策審議会	一七一
第九節 公害対策審議会	一七一
第十節 公害対策審議会	一七一
● 公害紛争処理法（昭和四五法一〇八）（抄）	一七一
第一章 総則	一七一
第二章 公害に係る紛争の処理機構（抄）	一七一
第三章 公害等調整委員会	一七一
第四章 第二節 都道府県公害審査会等（抄）	一七一
第五章 第二節 公害に係る紛争の処理手續（抄）	一七一
第六章 第二節 総則	一七一
第七章 第二節 調停及び仲裁	一七一
第八章 第二節 あつせん、調停及び仲裁	一七一
第九章 第二節 通則	一七一
第十章 第二節 第三款	一七一
第十一章 第二節 第四款	一七一
第十二章 第二節 第五款	一七一

❖ 民事法

● 教育基本法(昭和二二法)五	一七
第二款 責任裁定	一七
第三款 原因裁定	一七
第四節 雜則(略)	一七
第五章 虫則(抄)	一六

第二節 占有權／効力	一五
第三節 占有權／消滅	一五
第四節 準占有	一六
第一章 所有權	一六
第二節 所有權／限界	一六
第三節 所有權／取得	一九

民法第一編第二編第三編(明治二九法八九)

第一編 總則	一九
第一章 人	一九
第一節 私權／享有	一九
第二節 能力	一九
第三節 住所	一九
第四節 失踪	一九
第五節 同時死亡／推定	一九
第二章 法人	一九
第一節 法人／設立	一九
第二節 法人／管理	一九
第三節 法人／解散	一九
第四節 期則	一九
第三章 物	一九
第一節 法律行為	一九
第二節 管理	一九
第三節 意思表示	一九
第四節 代理	一九
第五節 球則	一九
第六節 時效	一九
第七節 時效	一九
第八節 時效	一九
第九節 時效	一九
第十節 時效	一九
第四章 法律行為	一九
第一節 総則	一九
第二節 意思表示	一九
第三節 代理	一九
第四節 権利	一九
第五節 権利	一九
第六節 権利	一九
第七節 権利	一九
第八節 権利	一九
第九節 権利	一九
第十節 権利	一九
第五章 時效	一九
第一節 時效	一九
第二節 時效	一九
第三節 時效	一九
第四節 時效	一九
第五節 時效	一九
第六節 時效	一九
第七節 時效	一九
第八節 時效	一九
第九節 時效	一九
第十節 時效	一九
第六章 期間	一九
第一節 時效	一九
第二節 時效	一九
第三節 時效	一九
第四節 時效	一九
第五節 時效	一九
第六節 時效	一九
第七節 時效	一九
第八節 時效	一九
第九節 時效	一九
第十節 時效	一九
第七章 條則	一九
第一節 條則	一九
第二節 條則	一九
第三節 條則	一九
第四節 條則	一九
第五節 條則	一九
第六節 條則	一九
第七節 條則	一九
第八節 條則	一九
第九節 條則	一九
第十節 條則	一九
第八章 條則	一九
第一節 條則	一九
第二節 條則	一九
第三節 條則	一九
第四節 條則	一九
第五節 條則	一九
第六節 條則	一九
第七節 條則	一九
第八節 條則	一九
第九節 條則	一九
第十節 條則	一九
第九章 條則	一九
第一節 條則	一九
第二節 條則	一九
第三節 條則	一九
第四節 條則	一九
第五節 條則	一九
第六節 條則	一九
第七節 條則	一九
第八節 條則	一九
第九節 條則	一九
第十節 條則	一九
第十章 條則	一九
第一節 條則	一九
第二節 條則	一九
第三節 條則	一九
第四節 條則	一九
第五節 條則	一九
第六節 條則	一九
第七節 條則	一九
第八節 條則	一九
第九節 條則	一九
第十節 條則	一九

第三編 債權	二五
第一章 債權	二五
第一節 債權	二五
第二節 債權／目的	二五
第三節 債權／効力	二五
第四節 債權／根抵當	二五
第二章 債權	二五
第一節 債權	二五
第二節 債權／效力	二五
第三節 債權／消滅	二五
第四節 抵當權	二五
第三章 債權	二五
第一節 債權	二五
第二節 債權／效力	二五
第三節 債權／消滅	二五
第四節 抵當權	二五
第四章 債權	二五
第一節 債權	二五
第二節 債權／效力	二五
第三節 債權／消滅	二五
第四節 抵當權	二五
第五章 債權	二五
第一節 債權	二五
第二節 債權／效力	二五
第三節 債權／消滅	二五
第四節 抵當權	二五
第六章 債權	二五
第一節 債權	二五
第二節 債權／效力	二五
第三節 債權／消滅	二五
第四節 抵當權	二五
第七章 債權	二五
第一節 債權	二五
第二節 債權／效力	二五
第三節 債權／消滅	二五
第四節 抵當權	二五
第八章 債權	二五
第一節 債權	二五
第二節 債權／效力	二五
第三節 債權／消滅	二五
第四節 抵當權	二五
第九章 債權	二五
第一節 債權	二五
第二節 債權／效力	二五
第三節 債權／消滅	二五
第四節 抵當權	二五
第十章 債權	二五
第一節 債權	二五
第二節 債權／效力	二五
第三節 債權／消滅	二五
第四節 抵當權	二五

第三款 連帶債務	二七
第四款 保証債務	二八
第五節 債權ノ譲渡	二九
第五節 債權ノ消滅	三〇
第二章 契約	三一
第一節 総則	三二
第一款 弁済	三四
第二款 相殺	三四
第三款 更改	三四
第四款 免除	三四
第五款 混同	三四
第二節 統則	三五
第一款 契約ノ成立	三四
第二款 契約ノ効力	三四
第三款 契約ノ解除	三七
第二節 増与	三七
第三節 売買	三八
第一款 売買ノ効力	三八
第二款 売買ノ終了	三八
第三款 買戻	三九
第四節 交換	三九
第五節 消費貸借	三九
第六節 使用貸借	三九
第七節 貸貸借	三九
第一款 総則	三九
第二款 貸貸借ノ効力	三九
第三款 貸貸借ノ終了	三九
第八節 履催	三九
第九節 請負	三九
第十節 委任	三九
第十一節 寄託	三九
第十二節 組合	三九
第十三節 終身定期金	三九
第十四節 和解	三九
第三章 事務管理	三九
第一章 不當利得	三九
第五章 不法行為	三九

民法第四編第五編(明治三法九).....

二三

第四編 親族	二四
第一章 婚姻	二四
第一節 総則	二四
第一款 婚姻の成立	二四
第二款 婚姻の要件	二四
第二節 婚姻の無効及び取消	二四
第一款 婚姻の無効	二四
第二款 婚姻ノ効力	二四
第三款 契約ノ解除	二七
第二節 増与	二七
第三節 売買	二八
第一款 売買ノ効力	二八
第二款 売買ノ終了	二八
第三款 買戻	二九
第四節 交換	二九
第五節 消費貸借	二九
第六節 使用貸借	二九
第七節 貸貸借	二九
第一款 総則	二九
第二款 貸貸借ノ効力	二九
第三款 貸貸借ノ終了	二九
第五章 後見	二九
第一節 後見の開始	二九
第二節 後見の機関	二九
第一款 後見人	二九
第二款 後見人	二九
第三節 後見の終了	二九
第四節 後見の終了	二九
第五節 後見監督人	二九
第六節 後見の事務	二九
第七節 後見の終了	二九
第五編 相続	二九
第一章 扶養	二九
第五章 相続	二九
第一節 総則	二九
第二節 遺言	二九
第三節 財産の分離	二九
第四節 相続人の承認	二九
第五節 相続人の不承認	二九
第六節 遺言の方法	二九
第一款 普通の方法	二九
第二款 特別の方法	二九
第三節 遺言の効力	二九
第四節 遺言の執行	二九
第五節 遺言の取消	二九
第六節 遺言の取扱い	二九
第七節 遺言の執行	二九
第八節 遺言の取消	二九
第一章 戸籍法(昭和三法三四)	二九
第一章 総則	二九
第二章 戸籍簿	二九
第三章 戸籍の記載	二九
第四章 届出	二九
第一節 通則	二九
第二節 出生	二九
第三節 認知	二九
第四節 养子縁組	二九
第五節 养子離縁	二九
第六節 婚姻	二九
第七節 離婚	二九
親権及び後見	二九

● 戸籍法(昭和三法三四)

二七

第二章 相続人	二九
第三章 相続の効力	二九
第四章 第二節 限定期承認	二九
第五節 第二節 放棄	二九
第六章 第二節 相続の承認及び放棄	二九
第七章 第二節 遺言	二九
第一節 総則	二九
第二節 遺言の方法	二九
第三節 遺言の取扱い	二九
第四節 遺言の執行	二九
第五節 遺言の取消	二九
第六節 遺言の取扱い	二九
第七節 遺言の執行	二九
第八節 遺言の取消	二九
第一章 戸籍法(昭和三法三四)	二九
第一章 総則	二九
第二章 戸籍簿	二九
第三章 戸籍の記載	二九
第四章 届出	二九
第一節 通則	二九
第二節 出生	二九
第三節 認知	二九
第四節 养子縁組	二九
第五節 养子離縁	二九
第六節 婚姻	二九
第七節 離婚	二九
親権及び後見	二九

第九節 死亡及び失踪・生存配偶者の復氏及び姻族關係の終了	二八二
第十節 生存配偶者の復氏及び姻族關係の終了	二八二
第一節 推定相続人の廃除	二八三
第二節 入籍	二八三
第三節 分離	二八三
第四節 国籍の喪失	二八三
第五節 氏名の変更	二八三
第六節 転籍及び就籍	二八三
第七節 戸籍の訂正	二八三
第八節 雜則	二八三
○年齢計算二関スル法律(明治三五法五〇)	二八三
○年齢のとなえ方に関する法律(昭和三四法九六)	二三三
○建物の区分所有等に関する法律(昭和三七法六	二九一
●地上権二関スル法律(明治三三法七)	二六六
●借物保護二関スル法律(明治四二法四〇)	二七〇
●借地法(大正一〇法四九)	二八七
●借家法(大正一〇法五〇)	二九〇
○仮登記担保契約に関する法律(昭和五二法七八)	二九〇
●利息制限法(昭和一九法一〇〇)	二九三
○身元保証二関スル法律(昭和八法四二)	二九五
○失火ノ責任二関スル法律(明治三三法四〇)	二九六
●自動車損害賠償保障法(昭和三〇法九七)抄	二九七
第一章 総則	二九七
第二章 自動車損害賠償責任	二九七
第三章 自動車損害賠償責任保険(抄)	二九七

●商法(明治三二法四八)	三〇一
第一章 総則	三〇一
第二章 法例	三〇一
第三章 商人	三〇一
第四章 商業登記	三〇一
第五章 商号	三〇三
第六章 商業帳簿	三〇四
第七章 商業使用人	三〇四
第八章 代理商	三〇五
第二編 会社	三〇六
第一章 総則	三〇六
第二章 合名会社	三〇七
第三章 会社立	三〇七
第四節 会社ノ内部ノ関係	三〇八
第五節 社員ノ退社	三〇九
第六節 決算	三一〇
第七章 交互通算	三一〇
第四章 匿名組合	三一〇
第五章 仲立商業	三一〇
第六章 開業登記	三一〇
第七章 運送取扱業	三一〇
第一章 第一節 物品運送	三一〇
第二節 旅客運送	三一〇
第九章 寄託	三一〇
第一節 総則	三一〇
第二節 倉庫業	三一〇
第十章 保険	三一〇
第一節 損害保険	三一〇
第二款 総則	三一〇

第二節 自動車損害賠償責任保険契約の締結強制	三九六
第三節 自動車損害賠償責任保険契約	三九七
第四節 自動車損害賠償責任保険事業	三九八
第五節 政府の自動車損害賠償責任再保險事業	三九九
第六節 政府の自動車損害賠償責任再保險事業	三九九
第七章 説明(抄)	三九九
第一款 総則	三一〇
第二款 条款	三一〇
第三款 転換社債	三一〇
第六節 定款ノ変更	三一〇
第六節 ノ二 資本ノ減少	三一〇
第七節 会社ノ整理	三一〇
第八節 解散	三一〇
第九節 清算	三一〇
第一款 総則	三一〇
第五章 国外会社	三一〇
第六章 第七章 間則	三一〇
第三編 商行為	三一〇
第一章 総則	三一〇
第二章 売買	三一〇
第三章 交互通算	三一〇
第四章 匿名組合	三一〇
第五章 仲立商業	三一〇
第六章 開業登記	三一〇
第七章 運送取扱業	三一〇
第一章 第一節 物品運送	三一〇
第二節 旅客運送	三一〇
第九章 寄託	三一〇
第一節 総則	三一〇
第二節 倉庫業	三一〇
第十章 保険	三一〇
第一節 損害保険	三一〇
第二款 総則	三一〇

第二款 取締役及取締役会	三一〇
第三款 監査役	三一〇
第六節 新株ノ発行	三一〇
第四節 会社ノ計算	三一〇
第五節 社債	三一〇
第六節 第二款 特別清算	三一〇
第七節 会社ノ整理	三一〇
第八節 第二款 特別清算	三一〇
第九節 第二款 特別清算	三一〇
第六章 第七章 間則	三一〇
第五章 第六章 間則	三一〇
第六章 第七章 間則	三一〇
第七章 第八章 間則	三一〇
第一節 総則	三一〇
第二章 売買	三一〇
第三章 交互通算	三一〇
第四章 匿名組合	三一〇
第五章 仲立商業	三一〇
第六章 開業登記	三一〇
第七章 運送取扱業	三一〇
第一章 第一節 物品運送	三一〇
第二節 旅客運送	三一〇
第九章 寄託	三一〇
第一節 総則	三一〇
第二節 倉庫業	三一〇
第十章 保険	三一〇
第一節 損害保険	三一〇
第二款 総則	三一〇

● 第三款 運送保険.....	云霧	第七章 解散.....	四六
第二節 生命保険.....	云霧	第八章 外国会社.....	四七
第四編 海商.....	云霧	第九章 詞則.....	四八
第一章 船舶及ヒ船舶所有者.....	云霧	第十章 雜則.....	四九
第二節 船長.....	云霧	第一編 船舶及ヒ船舶所有者.....	五〇
第二節 剥除.....	云霧	第二節 船員.....	五〇
第三章 運送.....	云霧	第三章 船舶及ヒ船舶所有者.....	五〇
第一節 物品運送.....	云霧	第四節 船員.....	五〇
第一款 總則.....	云霧	第五節 貨物運送.....	五〇
第二款 船荷證券.....	云霧	第六節 貨物運送.....	五〇
第二節 旅客運送.....	云霧	第七節 制限債権の調査及び確定(略).....	五〇
第四章 海難救助.....	云霧	第八節 配当(略).....	五〇
第五章 保険.....	云霧	第九節 責任制限手続の廢止(略).....	五〇
第七章 船舶債権者.....	云霧	第十節 費用(略).....	五〇
● 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律.....	云霧	第四章 補則.....	五〇
昭和四九年法三二).....	云霧	第五章 附則.....	五〇
第一章 総則.....	云霧	● 手形法(昭和七法二〇).....	五〇
第二章 資本の額が五億円以上の株式会社に関する特例.....	云霧	第一編 為替手形.....	五〇
第三章 資本の額が一億円以下の株式会社に関する特例.....	云霧	第一章 為替手形の振出及方式.....	五〇
第四章 期則.....	云霧	第二章 裏書.....	五〇
● 国際海上物品運送法(昭和三法二七).....	云霧	第三章 引受.....	五〇
法(七).....	云霧	第四章 保証.....	五〇
第一章 総則.....	云霧	第五章 満期.....	五〇
第二章 設立.....	云霧	第六章 支払.....	五〇
第三章 社員ノ権利義務.....	云霧	第七章 引受拒絶又ハ支払拒絶ニ因ル請求.....	五〇
第四章 会社ノ管理.....	云霧	第八章 参加.....	五〇
第五章 定款ノ変更.....	云霧	第九章 参加引受.....	五〇
第六章 合併及組織変更.....	云霧	第二節 參加引受.....	五〇
● 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五〇法九四(抄)).....	云霧	第三節 參加支払.....	五〇
第一章 総則.....	云霧	第九章 複本及贈本.....	五〇
第二章 船舶の所有者等の責任の制限.....	云霧	第二編 約束手形.....	五〇
第三章 船舶の所有者等の責任の制限(通則略).....	云霧	第一章 約束手形.....	五〇
第一節 通則(略).....	云霧	第二章 期別手形.....	五〇
第二節 責任制限手続開始の申立て(略).....	云霧	第三章 小切手ノ振出及方式.....	五〇
第三章 保証.....	云霧	第四章 譲渡.....	五〇